

株主各位

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
株式会社イノベーション
代表取締役社長
最高経営責任者（CEO）兼 富田直人
最高執行責任者（COO）

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前11時（受付開始午前10時）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 TKPガーデンシティ渋谷1階 ホールB
（末尾記載のご案内図をご参照下さい。）
3. 目 的 事 項
 - 【報告事項】 1. 第19期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 【決議事項】 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.innovation.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 3. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。以下の事業の経過及び成果につきましては、連結計算書類の作成初年度であるため、前事業年度（第18期）の個別経営成績との増減比較は、可能な範囲で一部表示しておりますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済対策及び日本銀行による金融緩和策を背景として企業収益が改善する中で、雇用・所得環境の改善がみられる等、緩やかな回復基調が続いているものの、政情不安に伴う海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような環境のもと、当社は、創業以来培ってきた営業、マーケティング、そしてテクノロジーのノウハウを活用して、「法人営業の新しいスタイルを創造する」事業の拡大に取り組んでまいりました。当事業年度の売上高は、概ね計画通りに進捗しました。また、利益面においては、「ITトレンド」及び「BIZトレンド」においてGoogleの検索結果の表示順位が回復途上であることによる来訪者数の減少を補うために、集客及び収益構造の改善に費用を要したこと、また、「List Finder」において新機能を追加するための開発や保守・メンテナンス等の計画を予定より早めたことにより費用を要しましたが、一般管理費の削減等により概ね計画通りの進捗となりました。

また、第3四半期連結会計期間において連結子会社である株式会社アンチパターンを設立いたしました。当該子会社はオンラインメディア事業及びセールスクラウド事業に含めております。加えて第4四半期連結会計期間において当該子会社が新たにシステムインテグレーション及びシステムエンジニアリングサービスの提供を開始したことに伴い、報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」のセグメントを追加しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社の売上高は1,487,706千円、営業利益は16,487千円、経常利益は19,134千円、親会社株主に帰属する当期純利益は8,925千円となりました。

①オンラインメディア事業

オンラインメディア事業の主力である「ITトレンド」及び「BIZトレンド」においては、当事業年度の来訪者数（延べ人数）は集客施策等へ積極的な投資を行ったものの、Googleの検索結果の表示順位の回復が一定水準にとどまったことにより、4,919,335人（0.7%増）となりました。以上の結果、オンラインメディア事業の売上高は1,175,348千円（12.0%増）、セグメント利益は335,886千円（9.6%減）となりました。

②セールスクラウド事業

セールスクラウド事業の主力製品である「List Finder」においては、提携会社による販売が終了したことにより、当事業年度末のアカウント数は467件（35.9%減）となったものの、アカウント当たりの単価は上昇いたしました。以上の結果、セールスクラウド事業の売上高は309,357千円（4.4%増）、セグメント利益は54,367千円（42.4%減）となりました。

③その他

その他の事業は、当連結会計年度に設立したシステム開発事業を行っている、連結子会社である株式会社アンチパターンが提供しております。同事業においては、主にシステムインテグレーションおよびシステムエンジニアリングサービスの提供を行っております。

当連結会計年度におけるその他の事業の売上高は3,000千円、セグメント利益は1,402千円となりました。

（単位：千円）

	第 18 期		第 19 期		前 期 比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
オンラインメディア事業	1,049,490	78.0%	1,175,348	79.0%	112.0%
セールスクラウド事業	296,244	22.0%	309,357	20.8%	104.4%
そ の 他	—	—	3,000	0.2%	—
合 計	1,345,735	100.0%	1,487,706	100.0%	110.5%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、オンラインメディア事業の「ITトレンド」システム開発費31,269千円となります。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2018年8月に取引銀行との間にコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年10月23日付で、100％出資子会社、株式会社アンチパターンを設立し、同社を連結子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

① インターネット業界の変化への対応

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、認知度の向上に伴い今後も規模が拡大すると予測されますが、一方で新規参入、サービスの飽和、価格の下落、代替サービスの登場等も進むものと考えております。当社が今後も継続的に事業を拡大させていくためには、このような変化をいち早く捉え変化に対応するとともに、常に新しい付加価値を創造し続けることが必要であると考えております。このため当社では、技術革新や顧客ニーズの変化にいち早く対応できる柔軟な経営判断及び組織運営を心がけるとともに、機能改善や新機能追加等を迅速かつ継続的に進められるよう優秀な人材の採用や社内の育成環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

② 事業内容の多様化や新規事業による収益基盤の拡大

1) 技術革新及び顧客ニーズの変化への対応

当社グループのさらなる成長のためには、事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていくことで収益基盤を拡大することが必要不可欠であると考えております。このため、技術革新及び顧客ニーズの変化をいち早く読み取り、事業内容の多様化及び新規事業に積極的に取り組んでまいります。

2) デジタル情報の有効活用

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスでは、見込み顧客の行動履歴等のデジタル情報が蓄積されております。これらの蓄積されたデジタル情報を活用することが事業内容の多様化や新規事業に必要不可欠であると考えております。このため、蓄積されたデジタル情報を個人情報を特定しない形式にてビッグデータ化し、それらの分析及び活用に積極的に取り組んでまいります。

③ 認知度の向上

当社グループは、これまでインターネットへの広告の掲載、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供する各種サービスの顧客の拡大、企業価値の向上を実現するには当社及びサービスの認知度の向上も必要であると考えております。今後は、費用対効果を見極めながらインターネット、展示会及びマスメディア等も活用し更なる認知度の向上に努めてまいります。

④ 開発力の強化

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、サービスの機能優位性及び販売価格を維持していくために機能の改善や追加を迅速かつ継続的に実施していくことが必要であります。当社グループでは、国内自社開発リソースの確保に注力しており、今後も引き続き開発リソースの確保に努めてまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループの更なる成長のためには、優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。そのため、新卒採用を中心に積極的な採用活動を継続することはもちろんのこと、労働市場における認知度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、人材に対する教育育成にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

⑥ システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。そのため、安定してサービスを提供するため顧客の増加にあわせたサーバの増設等の設備投資を継続的に行うことはもちろん、新しいシステム稼働環境を創造していくことに取り組んでまいります。

⑦ 内部管理体制の強化について

当社グループは、企業価値の拡大を図る中でコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底しております。今後も、内部管理体制の整備、強化、見直しを適切に行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高 (千円)	1,487,706
経常利益 (千円)	19,134
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	8,925
1株当たり 当期純利益 (円)	4.54
総資産 (千円)	1,115,878
純資産 (千円)	868,696

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第18期以前の各数値については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2016年3月期)	第 17 期 (2017年3月期)	第 18 期 (2018年3月期)	第 19 期 (当事業年度) (2019年3月期)
売上高 (千円)	1,303,891	1,257,416	1,345,735	1,484,706
経常利益 (千円)	4,765	195,660	33,748	11,673
当期純利益 (千円)	13,172	121,533	23,451	3,786
1株当たり当期純利益 (円)	9.79	81.27	12.08	1.93
総資産 (千円)	615,852	1,235,086	1,120,477	1,107,007
純資産 (千円)	229,484	828,539	859,621	863,557

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アンチパターン	15,000千円	100.0%	システムインテグレーション及びシステムエンジニアリングサービスの提供

(注) 2018年10月23日付で株式会社アンチパターンを新たに設立し、連結子会社にしております。

(11) 主な事業内容 (2019年3月31日現在)

①オンラインメディア事業

- 1) 法人向けIT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」の運営
- 2) 法人向けアウトソーシングサービスの比較・資料請求サイト「BIZトレンド」の運営
- 3) 株式会社日経BPが提供するオンラインメディアを中心としたサービスの営業代行

②セールスクラウド事業

- 1) 法人営業に特化したマーケティングオートメーションツール「List Finder」の提供
- 2) これらを基軸としたコンサルティングサービスの提供

③その他

システムインテグレーション及びシステムエンジニアリングサービスの提供

(12) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

①当社

本社：東京都渋谷区

②子会社

株式会社アンチパターン 本社：東京都渋谷区

(13) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
85名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 臨時雇用者数は従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名	20名減	31.3歳	3.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 従業員が前事業年度末と比べ大幅に減少しておりますが、その主な理由は、当社は2018年10月23日付で当社子会社である株式会社アンチパターンを設立し、同子会社へ社員が出向したことによるものです。

(14) 主要な借入先及び借入額（2019年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	33,400千円
株式会社三菱UFJ銀行	15,847千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、2019年6月21日開催の第19回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしています。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,964,200株
- (3) 株主数 785名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
富田 直人	914,000	46.53
株式会社NTI	200,000	10.18
株式会社日経ビーピー	140,000	7.13
吉川 直樹	78,200	3.98
株式会社リンクアンドモチベーション	42,000	2.14
遠藤 俊一	40,000	2.04
岸本 真行	37,000	1.88
当社社員持株会	20,100	1.02
長谷川 正和	20,000	1.02
関口 陽一	16,000	0.81

3. 新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 当社役員が当事業年度の末日に保有している新株予約権等

		第3回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2015年3月17日	2016年2月29日
新株予約権の数		10個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (注) 1	普通株式 600株 (注) 2
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の権利行使価額		1株当たり65円 (注) 1	1株当たり750円 (注) 2
権利行使期間		自2017年3月21日 至2025年2月28日	自2018年3月2日 至2026年1月31日
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 600株 保有者数 3名

- (注) 1. 当社は2016年2月29日付で普通株式1株を1,000株、2017年7月1日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行っているため、上記に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の権利行使価額」は、調整後の内容となっております。
2. 当社は2017年7月1日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行っているため、上記に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の権利行使価額」は、調整後の内容となっております。
3. 行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- (2) この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

4. 行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者が、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または業務提携先である会社の取締役のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期满了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

(2) この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(2) 当社使用人及び子会社の役員及び使用人に対し当事業年度中に交付した新株予約権等
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	富 田 直 人	最高経営責任者(CEO) 兼 最高執行責任者(COO)
取 締 役	山 崎 浩 史	最高財務責任者(CFO)
取 締 役	信 田 健 児	コーポレートデザインユニット長
取 締 役	長 谷 川 正 和	長谷川正和税理士事務所 所長 株式会社オペレーション 代表取締役 株式会社ハピネス・アンド・ディ 社外取締役(監査等委員) フュージョン株式会社 監査役
常勤監査役	水 谷 利 明	
監 査 役	小 山 貴 子 (戸籍名：大庭 貴子)	株式会社フォーアンド 代表取締役 社会保険労務士事務所フォーアンド 代表 株式会社ツナグ・ソリューションズ 監査役
監 査 役	今 津 泰 輝	弁護士法人今津法律事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役長谷川 正和氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役水谷 利明氏、監査役小山 貴子（戸籍名：大庭 貴子）氏、監査役今津 泰輝氏の3名は社外監査役であります。
3. 監査役水谷 利明氏は、事業会社における長年の管理部門での経験及び監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役長谷川 正和氏、常勤監査役水谷 利明氏、監査役小山 貴子（戸籍名：大庭 貴子）氏、監査役今津 泰輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	6 名	49,710千円	うち社外1名 3,360千円
監 査 役	3 名	8,400千円	うち社外3名 8,400千円
計	9 名	58,110千円	うち社外4名 11,760千円

(注) 1. 取締役の報酬総額の限度額は、2015年6月23日開催の第15回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬総額の限度額は、2015年6月23日開催の第15回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 辞任した又は解任された会社役員に関する事項

当事業年度中に退任した取締役は下記のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
遠 藤 俊 一	2018年6月22日	任期満了	取締役 パートナービジネス事業部担当
澤 田 統 吉	2018年9月30日	辞任	取締役

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役長谷川 正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社ハピネス・アンド・ディ社外取締役（監査等委員）及びフュージョン株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役小山 貴子（戸籍名：大庭 貴子）氏は、株式会社フォーアンド代表取締役、社会保険労務士事務所フォーアンド代表及び株式会社ツナグ・ソリューションズ監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役今津 泰輝氏は、弁護士法人今津法律事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	長 谷 川 正 和	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席しております。税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監 査 役	水 谷 利 明	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席しております。事業会社における管理部門及び監査役としての経験が豊富であり、それらの見地からの発言を行っております。
監 査 役	小 山 貴 子 (戸籍名：大庭 貴子)	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、また、監査役会13回中の12回に出席しております。社会保険労務士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監 査 役	今 津 泰 輝	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席しております。弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

③当社子会社の役員を兼任している場合の当該会社から受けた役員報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの相当性等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号の規定に基づき、2015年10月19日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。また、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて必要な整備を行うこととしており、直近では2018年11月16日開催の取締役会において、下記のとおり見直し、決議いたしております。

(1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- ② リスク管理を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ②取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ②取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役社長）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ②リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役会にて報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの運営管理及び内部統制の実施に関しては、当社の内部監査室がこれを担当するものとする。
- ②当社の内部監査室は、当社グループの内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。
- ③当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。
- ④監査役は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲でスタッフとして監査役会事務局をあてることとする。

- ②監査役の補助業務にあたる使用人は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
- ②当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③取締役は、監査役が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べるができる体制を確保する。
- ④取締役は、監査役が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査役を常設する。

(8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。
- ②取締役は、監査役が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。
- ③取締役は、監査役が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

- ①当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

②当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行う。

ア．反社会的勢力対応部署の設置

イ．反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立

ウ．外部専門機関との連携体制の確立

エ．反社会的勢力対応マニュアルの策定

オ．暴力団排除条項の導入

カ．その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

6-2. 業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要

取締役会は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

内部監査室は、「内部監査計画書」及び「内部統制計画書」に基づき、当社の内部監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、本書提出日現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業の多角化、新規事業への取り組み等のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化に向けた投資に充当することで、さらなる業容拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	974,230	流 動 負 債	227,911
現 金 及 び 預 金	661,628	買 掛 金	47,595
売 掛 金	227,277	1 年内返済予定長期借入金	29,976
前 払 費 用	82,731	未 払 法 人 税 等	33,850
そ の 他	2,768	未 払 費 用	67,851
貸 倒 引 当 金	△174	そ の 他	48,638
固 定 資 産	141,647	固 定 負 債	19,271
有 形 固 定 資 産	14,856	長 期 借 入 金	19,271
建 物	10,969	負 債 合 計	247,182
工 具、器 具 及 び 備 品	3,887	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	56,212	株 主 資 本	868,696
ソ フ ト ウ エ ア	47,499	資 本 金	341,267
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	8,712	資 本 剰 余 金	320,677
そ の 他	0	利 益 剰 余 金	206,751
投 資 そ の 他 の 資 産	70,578		
繰 延 税 金 資 産	43,797		
そ の 他	26,927		
貸 倒 引 当 金	△145	純 資 産 合 計	868,696
資 産 合 計	1,115,878	負 債 純 資 産 合 計	1,115,878

連 結 損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,487,706
売 上 原 価		812,058
売 上 総 利 益		675,648
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		659,160
営 業 利 益		16,487
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
協 賛 金 収 入	3,000	
そ の 他	684	3,691
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	457	
創 立 費	355	
支 払 手 数 料	175	
そ の 他	56	1,044
経 常 利 益		19,134
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	986	986
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		18,148
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	31,949	
法 人 税 等 調 整 額	△22,726	9,223
当 期 純 利 益		8,925
親会社株主に帰属する当期純利益		8,925

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	341,192	320,602	197,826	859,621	859,621
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	75	75		150	150
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			8,925	8,925	8,925
当 期 変 動 額 合 計	75	75	8,925	9,075	9,075
当 期 末 残 高	341,267	320,677	206,751	868,696	868,696

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 株式会社アンチパターン

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～10年

イ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,009千円

(2) 当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を、取引銀行1行とコミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額	40,000千円
借入実行残高	—
差引未実行残額	40,000千円
コミットメントライン設定金額	100,000千円
借入実行残高	—
差引未実行残額	100,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 1,964,200株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 53,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については必要な資金を銀行借入により調達しております。当社は、デリバティブ取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払費用及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

②市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各ユニットからの報告に基づき企画管理ユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持をすることなどにより、流動性リスクを管理しております。

6. 金融商品の時価に関する事項

2019年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	661,628	661,628	—
(2) 売掛金	227,277		
貸倒引当金(※)	△174		
	227,102	227,102	—
資産計	888,731	888,731	—
(1) 買掛金	47,595	47,595	—
(2) 未払法人税等	33,850	33,850	—
(3) 未払費用	67,851	67,851	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	49,247	49,121	△125
負債計	198,544	198,418	△125

(※)売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	661,628	—	—	—
売掛金	227,277	—	—	—
合計	888,905	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	29,976	19,271	—	—	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	442円 26銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円 54銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	936,177	流 動 負 債	224,178
現 金 及 び 預 金	619,868	買 掛 金	40,970
売 掛 金	224,037	未 払 金	37,369
前 払 費 用	81,522	1年内返済予定長期借入金	29,976
未 収 入 金	10,845	未 払 費 用	60,420
そ の 他	58	未 払 法 人 税 等	27,696
貸 倒 引 当 金	△155	未 払 消 費 税 等	5,380
固 定 資 産	107,829	前 受 金	14,596
有 形 固 定 資 産	14,856	前 受 収 益	434
建 物	10,969	預 り 金	7,334
工 具、器 具 及 び 備 品	3,887	固 定 負 債	19,271
無 形 固 定 資 産	59,224	長 期 借 入 金	19,271
ソ フ ト ウ エ ア	49,848	負 債 合 計	243,449
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	9,375	純 資 産 の 部	
そ の 他	0	株 主 資 本	863,557
投 資 そ の 他 の 資 産	96,747	資 本 金	341,267
破 産 更 生 債 権 等	64	資 本 剰 余 金	320,677
関 係 会 社 株 式	30,000	資 本 準 備 金	320,677
繰 延 税 金 資 産	39,966	利 益 剰 余 金	201,613
差 入 保 証 金	26,214	繰 越 利 益 剰 余 金	201,613
そ の 他	648	純 資 産 合 計	
貸 倒 引 当 金	△145	純 資 産 合 計	863,557
資 産 合 計	1,107,007	負 債 純 資 産 合 計	1,107,007

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,484,706
売 上 原 価		829,596
売 上 総 利 益		655,110
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		646,062
営 業 利 益		9,047
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
協 賛 金 収 入	3,000	
そ の 他	301	3,308
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	457	
支 払 手 数 料	175	
そ の 他	49	682
経 常 利 益		11,673
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	986	986
税 引 前 当 期 純 利 益		10,686
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,796	
法 人 税 等 調 整 額	△18,895	6,900
当 期 純 利 益		3,786

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本計 合 計	
		資 本 金 準 備 金	資本剰余 金 合 計	その他利 益剰余金	利 益 剰 余金合計		
				繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	341,192	320,602	320,602	197,826	197,826	859,621	859,621
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	75	75	75			150	150
当 期 純 利 益				3,786	3,786	3,786	3,786
当期変動額合計	75	75	75	3,786	3,786	3,936	3,936
当 期 末 残 高	341,267	320,677	320,677	201,613	201,613	863,557	863,557

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

従来、当社の従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込み額のうち、当該事業年度に帰属する額を賞与引当金として計上しておりましたが、年度内に確定できることになったため、当事業年度より未払費用に計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

(貸借対照表)

前事業年度において「無形固定資産」の「ソフトウェア」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」(前事業年度805千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	18,009千円
-------------------	----------

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8,145千円
短期金銭債務	20,442千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用	74,049千円
------	----------

営業取引以外の取引高	25,379千円
------------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
--------	---------

ソフトウェア	29,840
--------	--------

未払費用	8,248
------	-------

未払事業税	2,256
-------	-------

その他	2,765
-----	-------

繰延税金資産小計	43,111
----------	--------

評価性引当額	△3,144
--------	--------

繰延税金資産合計	39,966
----------	--------

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社の 名称	議決権等 の所有割 合/被所 有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 アンチ パターン	所有 直接 100.0%	・役員の兼任 ・ソフトウェア開 発及び保守の委 託等	ソフトウェア開 発及び保守の委 託	93,878	未払金	20,442

(注) 1. 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

各取引につきましては、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 439円 65銭

(2) 1 株当たり当期純利益 1円 93銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 イノベーション
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 栄 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イノベーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 イノベーション
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 栄 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イノベーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査するとともに、必要に応じて説明を求めました。
また、子会社については、当社の取締役会等においてその経営状況及び事業計画を把握するとともに、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に基づき、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨及び公認会計士協会による品質管理レビューや公認会計士・監査審査会による検査の結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特段指摘すべき事項は認められませんが、より実効性を高めるため、当社グループとして定期的かつ継続的な見直しと改善が図られていくことが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

全ての監査役は、代表取締役社長より、2019年5月27日開催予定の当社取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議することを前提として、本制度導入に係る議案を2019年6月21日開催予定の当社第19回定時株主総会に付議する旨の報告を受けております。

当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2019年5月21日
株式会社イノベーション 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 水谷利明 ㊞
監査役(社外監査役) 小山貴子 ㊞
監査役(社外監査役) 今津泰輝 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設及び監査役並びに監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会	（1）取締役会
（2）監査役	（2） <u>監査等委員会</u>
（3） <u>監査役会</u>	（削除）
（4） <u>会計監査人</u>	（3） <u>会計監査人</u>
（公告の方法）	（公告の方法）
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11章（条文省略）	第6条～第11章（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
（員数）	（員数）
第18条 当社の取締役は、7名以内とする。	第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。
（新設）	②当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。
（選任方法）	（選任方法）
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議については、累積投票によらない。	③取締役の選任決議については、累積投票によらない。
（任期）	（任期）
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
附則 第20条の規定にかかわらず、平成29年6月23日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成31年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。	（削除）

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役は、必要に応じその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条～第25条 (条文省略) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。 (責任免除) 第27条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、必要に応じその決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条～第25条 (現行どおり) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役を区別して、定める。 (責任免除) 第27条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除) (常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
(招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u> (規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (責任免除) 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 会計監査人 第37条～第38条（条文省略） 第7章 計算 第39条（条文省略）	(招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (決議方法) 第30条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (規程) 第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削除) (削除) 第6章 会計監査人 第32条～第33条（現行どおり） 第7章 計算 第34条（現行どおり）

現行定款	変更案
(新設)	(剰余金の配当の決定機関)
第40条～第42条 (条文省略)	第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	第36条～第38条 (現行どおり)
	附則 第19回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により監査役と締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。
	②第19回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む）の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により社外監査役と締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会終結のときをもって取締役4名の任期が満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	富田 直人 (1965年2月21日生)	1987年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2000年12月 当社設立 代表取締役（現任） 2015年4月 株式会社NTI 代表取締役（現任）	914,000株
2	山崎 浩史 (1965年10月10日生)	1990年4月 株式会社クラレ入社 2000年7月 トランス・コスモス株式会社入社 2005年4月 株式会社ザッパラス入社 2005年7月 同社取締役 2010年7月 同社監査役 2013年5月 株式会社バロックジャパンリミテッド入社 2015年5月 同社取締役常務執行役員 2017年5月 同社専務取締役 2018年6月 当社取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富田 直人氏は、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役会を有効に機能させ、当社の持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し、取締役の選任をお願いするものであります。
3. 山崎 浩史氏は、上場会社における管理部門の管理者として長年の経験を有しており、当社においても、今後の企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、取締役の選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	長谷川 正和 (1966年12月6日生)	1989年4月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社 1996年9月 水上税務会計事務所入所 2005年2月 前山税理士事務所入所 2007年1月 株式会社オペレーション設立 代表取締役就任（現任） 2007年8月 株式会社ハピネス・アンド・ディ監査役（現任） 2010年12月 当社取締役（現任） 2012年8月 長谷川正和税理士事務所設立 所長（現任） 2016年5月 フュージョン株式会社監査役（現任）	20,000株
2	倉田 宏昌 (1976年5月2日生)	1998年4月 レッドフォックス株式会社入社 2003年7月 同社取締役 2006年7月 株式会社EVERRISE設立 代表取締役就任（現任）	一株
3	川村 宜主 (1975年9月5日生)	2000年12月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 2014年7月 同社グループデザイン室コーポレートコミュニケーション担当マネジャー（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川 正和氏、倉田 宏昌氏及び川村 宜主氏は社外取締役候補者であります。
3. 長谷川 正和氏は、税理士としての会計税務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。
4. 倉田 宏昌氏は、企業経営者としてのとしての豊富な経験とテクノロジー領域での幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。
5. 川村 宜主氏は、組織マネジメントコンサルタントおよび事業会社の経営管理担当としての豊富な経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。
6. 長谷川 正和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年6ヵ月となります。
7. 当社は、長谷川 正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 倉田 宏昌氏及び川村 宜主氏が社外取締役に選任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬総額は、2015年6月23日開催の第15回定時株主総会において年額150,000千円以内とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることといたしたいと存じます。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150,000千円以内とさせていただきたいと存じます。また、従来通り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月23日開催の当社第15回定時株主総会において、年額150,000千円以内として、ご承認いただいておりますが、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う第4号議案及び第5号議案をご承認いただきますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額150,000千円以内、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は年額30,000千円以内となります。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案のご承認が可決された場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とまらない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役の地位を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

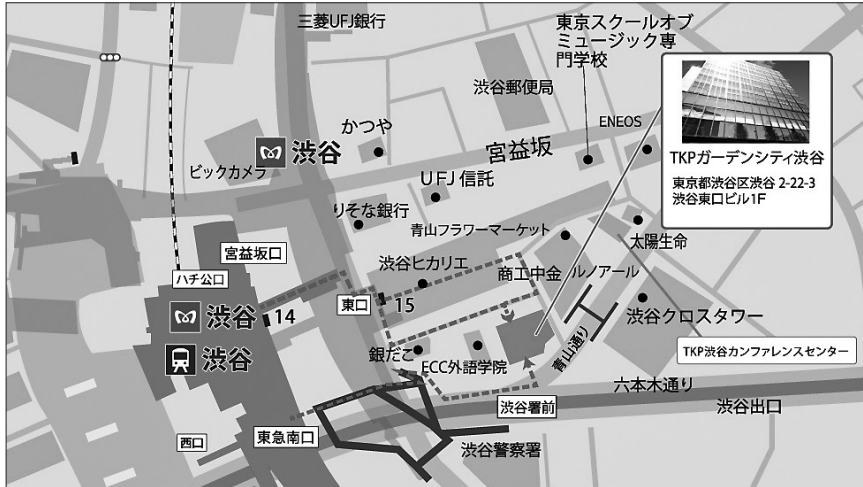
また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

1. 日時 2019年6月21日（金曜日）午前11時（受付開始午前10時）
2. 場所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
TKPガーデンシティ渋谷1階 ホールB
電話 03（6418）1073



交通	JR	山手線・埼京線・湘南新宿ライン
	東急電鉄	東急東横線・田園都市線
	東京メトロ	銀座線・半蔵門線・副都心線
	京王電鉄	井の頭線
	各「渋谷駅」より徒歩3分	

◎駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。